

○伊賀市総合計画審議会条例

平成17年 3 月14日 条例第 1 号

改正

平成20年 3 月26日 条例第 6 号

平成21年12月25日 条例第37号

平成22年 3 月30日 条例第 2 号

平成24年 3 月 1 日 条例第 5 号

平成25年 3 月14日 条例第12号

平成26年 3 月28日 条例第 3 号

平成27年 3 月30日 条例第15号

平成28年 3 月28日 条例第 1 号

令和 3 年 3 月15日 条例第 2 号

令和 3 年10月 5 日 条例第19号

伊賀市総合計画審議会条例

(設置)

第 1 条 本市の総合計画に関し、必要な事項を調査審議するため、伊賀市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査し、及び審議し、その結果を市長に答申する。

2 審議会は、必要があると認めるときは、前項の事項に関し自ら調査し、及び審議して市長に意見を具申することができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民からの公募による者
- (3) 公共的団体等を代表する者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 審議会は、審議事項について特に必要がある場合、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、企画振興部総合政策課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年 3 月26日条例第 6 号)

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成21年12月25日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年 3 月30日条例第 2 号)

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月 1 日条例第 5 号）

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月14日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 3 月28日条例第 3 号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月30日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
（伊賀市行財政改革推進委員会条例の廃止）
- 2 伊賀市行財政改革推進委員会条例（平成19年伊賀市条例第36号）は、廃止する。
（伊賀市総合計画推進委員会条例の廃止）
- 3 伊賀市総合計画推進委員会条例（平成19年伊賀市条例第39号）は、廃止する。
（伊賀市自治基本条例推進会議条例の廃止）
- 4 伊賀市自治基本条例推進会議条例（平成24年伊賀市条例第38号）は、廃止する。

附 則（平成28年 3 月28日条例第 1 号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月15日条例第 2 号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年10月 5 日条例第19号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。